

2 西教指第 79 号  
令和 2 年 5 月 28 日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市教育委員会  
教育長 木村 俊二

### 電子計算組織の結合について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成 13 年西東京市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項ただし書の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

### 記

#### 1 諮問事項

西東京市立小中学校（全 27 校）において、主に教職員が利用する業務用アプリケーションとして、統合型校務支援システムを令和 2 年度以降に導入する予定である。新規導入する予定の統合型校務支援システムは、システム会社が保有する外部データセンター内に構築し、仮想専用ネットワーク（VPN）を用いて、児童・生徒の教育用及び教職員の校務用に利用している既存の学校ネットワークと結合する予定である。

条例第 12 条第 1 項本文の規定により、市の電子計算組織と他の電子計算組織を通信回線により結合することは行ってはならないとされているが、同項ただし書の規定により、審議会が個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めた場合はこの限りでないとしている。

このことから、西東京市教育委員会の電子計算組織と外部データセンターを結合（接続）することについて、条例第 12 条第 1 項ただし書の規定に基づき、諮問する。

#### 2 諮問背景

自庁舎内にてサーバ機器等を含めて統合型校務支援システムを構築する場合（以下「オンプレ型」という。）、費用が高額となることから、統合型校務支援システムのプロポーザル競技の企画提案実施要領では、外部データセンターのシステムを利用するクラウドサービスで導入することを想定している。また、現在利用している学校グループウェアについて、システム開発会社から令和 3 年 3 月末にてサポート終了する旨を伝えられており、同時期までにシステムを入れ替える必要がある。

#### 3 統合型校務支援システムについて

##### (1) 統合型校務支援システムの概要

統合型校務支援システムとは、「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、学校グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するた

めに必要となる機能を実装したシステムをいう。

ア 記録する情報

児童、生徒及び教職員の氏名、読み、生年月日、住所及び電話番号を含む名簿情報、児童・生徒の出席番号、学年組、担任、入学年月日及び出欠を含む学籍情報、その学籍情報に付随する児童及び生徒の教科別、観点別評価、評定等の成績に関する情報並びに児童・生徒の健康診断に関する情報を管理する。

イ 利用開始時期

プロポーザル競技にて事業者を決定し、構築作業等を開始、仮稼働が令和3年1月頃を目途として、令和3年4月から本稼働の予定である。

ウ システムの利用者

西東京市立小中学校に在籍する教職員及び西東京市教育委員会事務局職員

エ 事業者

未定（令和2年6月頃にプロポーザル競技にて決定）

(2) 個人情報保護対策

ア システム事業者選定条件

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証、ISO27001/ISMS 認証及びプライバシーマークの認証（JISQ15001）の取得を条件とするとともに、守秘義務、目的外使用の禁止、受託者以外のものへの提供禁止、複写及び複製の禁止、再委託の禁止、作業従事者の特定、業務範囲の特定並びに事故報告義務について、プロポーザル競技における仕様書及びプロポーザル競技により選定されたシステム会社との間でかわされる契約約款で規定する。

イ システム用サーバ等の設置場所の条件

堅牢なデータセンターに格納され、24時間365日のサービス稼働が保証されていること。

ウ 接続制限

統合型校務支援システムに接続する場合は、学校ネットワークシステムに事前に定められた手続に従って登録された者に限るものとする。

(3) 運用面における対策

ア 毎月の運用状況等の報告の実施

システムの運用手順書の作成・提出、システム利用状況及びサーバ等の稼働状況月次報告書の作成・提出により運用状況等を確認する。

イ 統合型校務支援システムを利用可能な端末について

西東京市立小中学校に在籍する教職員が利用する端末については、ICカードによる認証を経て、学校ネットワークを利用できるよう、ネットワークシステムが構築されている。また、統合型校務支援システムによって作成されるデータについては、端末に保存されず学校ネットワークを経由し、外部データセンターの統合型校務支援システムサーバに保存する予定である。

※「資料3 学校ネットワーク概略図」のとおり

ウ 統合型校務支援システムによる対策

統合型校務支援システムにおいて、ID及びパスワードによって個人の認証を実施しつつ、教職員等及び西東京市教育委員会事務局職員の所属、役職、職務の属性に応じて、機能、データの閲覧等に対してアクセス制限を行うものとする。各

端末のアクセスログ（操作記録）を取得していることを教職員等に周知し、情報セキュリティに対して高い意識を持ち続けるよう注意喚起等を行うものとし、また、各校の校長、副校長及び情報教育担当教員を対象に必要なに応じて、西東京市情報政策専門員による情報セキュリティ研修の受講を課しつつ、同研修を元にした校内研修を各校で実施する。

#### 4 外部データセンターの利用における個人情報の保護について

外部データセンターに構築される統合型校務支援システムに児童、生徒及び教職員の個人情報を記録し、保存する運用を想定している。当該システムを利用するにあたり、外部データセンターに求める水準等は、次のとおりとし、個人情報保護が図られる外部データセンターに当該システムを構築することができる業者を選定する。

##### (1) 外部データセンターの設備、セキュリティ等について

###### ア 施設設備について

(ア) 施設設備としてサーバ、ネットワーク機器等を設置、收容する場所（スペース）を提供しつつ、設置される機器類を安定的に運用できるよう様々なサービスを提供できること。また、外部データセンターのサービスを利用することで、自庁舎内の施設で管理・運用する場合の負担を軽減できるとともに、外部データセンターのサーバ機器等に組み込まれたシステムを利用することで、安定的な運用を図れること。

(イ) データセンターに求める施設設備の条件については、プロポーザル競技の公募時に要求する内容を設定して募集することが可能であり、別紙「資料1 外部データセンター機能要件表」のとおりの内容を設定することで、自庁舎内に機器を設置しシステムを構築するよりも条件的にはレベルの高いものにするを想定している。

###### イ セキュリティについて

外部データセンターでは、監視カメラ等によるサーバ室の入退管理・監視機能により、セキュリティ対策についても、オンプレ型に比して高いレベルが実現できることを想定している。

##### (2) 仮想専用ネットワーク（VPN）について

外部データセンターと学校ネットワーク間を結ぶデータ通信回線は、セキュリティを確保した仮想専用ネットワーク（VPN）を指定することで他の外部ネットワーク（インターネット）とは論理的に分離し、セキュリティを担保することを想定している（詳細については、「資料2 仮想専用ネットワーク（VPN）の概要について」を参照）。

#### 5 今後のスケジュールについて

令和2年6月頃にプロポーザル競技を実施し、選定委員会にて統合型校務支援システムの事業者を令和2年夏頃に決定する予定である。事業者決定後、システム構築、各学校の導入支援、研修を経て、令和3年度当初から本格稼働するスケジュールを想定している。

【別添資料】

- 資料1 外部データセンター機能要件表
- 資料2 仮想専用ネットワーク（VPN）の概要について
- 資料3 学校ネットワーク概略図